

令和4年八千代市農業委員会

第1回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和4年八千代市農業委員会第1回総会議事日程

開催日時	令和4年1月7日（金）午後1時30分～午後3時31分
開催場所	八千代市役所別館2階 第1・第2会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程（議案第1号～第8号，報告第1号～第4号）
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件
議案第3号	農地法第5条の件（県許可分）
議案第4号	農用地利用集積計画審議の件（農業経営基盤強化促進法）
議案第5号	農地法第3条下限面積（別段の面積）の設定について
議案第6号	農地の賃借料情報の提供について
議案第7号	八千代市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について
議案第8号	農地台帳に関する調査について（継続審議）
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	会長決裁事項の報告 農地法第18条の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第4号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員（13名）

1 市川和彦	3 島村隼人	4 鈴木正範
5 安原清	6 將司実	7 加茂太郎
8 佐藤孝之	9 花島淳	10 立石勝則
11 稲垣哲也	12 間野恵一	13 齋藤孝一
14 小名木伸雄		

（欠席委員：2 黒崎玲子）

◆出席農地利用最適化推進委員（11名）

2 小林正樹	3 立石 猛	4 綱島和朗
5 吉橋清一	6 鈴木美登	7 志田啓佑
8 戸田真一	9 長岡 勇	11 中 基保美
12 今井 茂	13 櫻井正浩	

（欠席委員：1 黒澤京子 10 立石秀夫）

◆事務局（4名）

局長 村田 順儀	次長 小林 直樹	主任主事 樽見 侑樹
主事 柳田 惇		

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0名（定員3名）

◆総会議事録

議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本年もどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入る前に私から1点申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防対策として、会議中、委員の皆さんはマスクを着用していただきますようお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>ただ今出席されております、農業委員は14名中、13名、推進委員は13名中、11名です。</p> <p>農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和4年八千代市農業委員会第1回総会は成立いたしました。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>日程第1、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>11番 稲垣委員、12番 間野委員、両委員にお願いします。</p>
議長	<p>日程第2、議案第1号から議案第8号及び報告第1号から報告第4号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件、申請番号1番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>

<p>局長</p>	<p>本件は、12月24日、地区担当の將司委員、鈴木推進委員と1月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図1ページをご覧ください。大和田新田太郎右衛門野の畑4筆で、大和田西小学校の西約200メートルに位置しています。</p> <p>対象地は生産緑地の指定を受け、事由発生者が耕作をしていましたが、死亡したことにより、市長に対し、買取りの申出をするに至りました。</p> <p>この買取り申出に際し、生産緑地法第10条の規定により、事由発生者がこの農地の主たる従事者であることを証明する必要があるため、証明願の提出がされたものです。</p> <p>農地台帳で事由発生者の従事日数を照会したところ、主たる従事者であることが確認できましたので、証明書を交付したいとするものです。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>鈴木美登推進委員どうぞ。</p>
<p>鈴木美登 推進委員</p>	<p>6番 鈴木です。</p> <p>去る12月24日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、事務局から説明があったとおり、事由発生者が死亡したことにより、耕作を続けることが難しく、生産緑地の買取り申出をしたいとの事であり、事由発生者が主たる従事者であったことの証明を発行することについては、問題ないと思われまます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第1号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>

議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第1号について、原案のとおり証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第1号については、原案のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の件及び 議案第3号 農地法第5条の件、県許可分、各案件の申請番号1番は関連する案件であるため、説明を一括して行い、審議・採決は案件ごとに行います。その後、続けて議案第3号の申請番号2番について審議・採決を行います。</p> <p>それでは、議案第2号及び議案第3号の申請番号1番について、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。</p> <p>【1番 申請人入室】</p>
議長	<p>申請人の方でよろしいですか。</p>
申請人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 まず、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、12月24日、地区担当の市川委員、黒澤推進委員と1月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、案内図2ページをご覧ください。佐山神崎の畑1筆と平戸の田186筆で、神崎橋の南約400メートルに位置しています。土地利用計画図は次の3ページを併せてご覧ください。 申請理由は、申請地は平戸盛土事業第3工区として令和3年9月30日に千葉県より農地造成用地の一時転用許可を受け、令和6年9月の完了を</p>

	<p>目指し、工事が進められていましたが、地元盛土組合から一般車両への障害、近隣家屋への振動・騒音の回避をしたいとの要望があり、工事車両の出入り口を隣接家屋がなく、道路の幅員が広い、事業地隣接の北側の農地に変更したいとする計画です。</p> <p>新たに申請する農地の面積は2,396平方メートルとなり、変更後の事業面積は86,686.91平方メートルとなります。</p> <p>転用許可基準である立地基準について、始めに農地区分は、当該地は農用地です。農用地は原則として転用の許可をすることができませんが、農地の埋立て計画等について、農業委員会が市担当部局と、農業振興計画や水利計画等の支障について協議調整を行い、集团的及び継続的な利用の確保が認められると判断され、優良農地の埋立て計画等について、市長から意見書の提出がされているものについては、許可することができるとされています。本件は、令和3年12月22日付けで市長からの意見書を得ており、問題ないことを確認しています。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準は、申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。</p> <p>他法令の許認可事項は、千葉県土砂等の埋立てによる変更計画申請を令和3年10月27日に、八千代市法定外公共物工事等施工承認申請を令和3年12月13日に、それぞれ行っています。</p> <p>また、申請地は印旛沼土地改良区に属しており、用水路工事について協議を行ったところ、令和3年11月25日に異存ない旨の回答を受けています。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、事業区域内に勾配をとり、雨水や土砂の流出がないようにすること、工事期間中は仮設道路の散水を行い、防塵対策を実施することを確認しています。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。 説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>1番 市川委員どうぞ。</p>
市川委員	<p>1番 市川です。</p> <p>去る12月24日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、本件は、すでに農地造成用地の許可を取得しており、地元の要望により進入路の位置を変更する計画ですので、今回の申請について問題ないものと考えます。</p>

	委員の皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。 5番 安原委員どうぞ。
安原委員	5番 安原です。今回の変更申請により、工期が遅れることはないでしょうか。
申請人	工事期間は3年ありますので、この工事を追加しても工期内に十分に終わると考えております。
議長	安原委員よろしいですか。
安原委員	はい。ではもう一つ質問させてください。現在の工事の進捗状況について教えてください。
申請人	工事に着手して3か月が経過しており、残土の搬入については、計画では約22万立方メートルを予定しておりますが、昨年末で約7千立方メートルを場内に搬入しております。現在、若干狭い搬入路を使用していますが、計画変更により、広い搬入路を確保できれば、より効率的に搬入できるものと確信しております。
議長	安原委員、よろしいですか。
安原委員	はい、わかりました。
議長	他に質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人は退室してください。 【申請人退室】

議長	<p>議事を進めます。</p> <p>これより、始めに、議案第2号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第2号について、申請のとおり変更を承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第2号については、原案のとおり変更を承認することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、議案第3号の1番について、討論・採決を行いません。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行いません。</p> <p>議案第3号の1番について、申請のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第3号の1番については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号の申請番号2番について、申請代理人にお越しいただいていますので、入室願います。</p> <p>【申請代理人入室】</p>

議長	申請代理人の方でよろしいですか。
申請代理人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 まず、事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読
局長	<p>本件は、12月24日、地区担当の佐藤委員、戸田推進委員と1月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図4ページをご覧ください。神久保向台の畑1筆で秀明大学の西約300メートルに位置しています。土地利用計画図は次の5ページを併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、都内で運送業を行っている譲受人が物流倉庫を設置したいとする計画です。</p> <p>土地の選定理由は、近隣の農地以外の土地で検討しましたが、代替地がなく、申請地でなければ転用目的が果たせないため選定したとのことです。</p> <p>転用許可基準である立地基準ですが、始めに農地区分については、当該地は、農用地ではなく、また、農地の集団規模が10ヘクタール未満であり、市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第1種及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断される土地です。</p> <p>第2種農地は、許可基準について土地の代替性が問われますが、提出された申請書を確認したところ、周辺地域において計画施設の条件に適した土地がなく、他の用地では転用目的が達成できないことを確認しています。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準は、申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、残高証明書等で確認しています。転用行為の妨げとなる権利の有無は、当該地に借受人はありません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、申請地の近隣に農地はありませんが、道路及び隣接境界にブロックとネットフェンスを設置し、土砂等の流出を防止すること、工事中は注意の立看板を立て、事故のないよう配慮することを確認しております。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。 説明は以上です。</p>
議長	続いて、担当委員の意見を求めます。

	<p>8番 佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>8番 佐藤です。</p> <p>去る12月24日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、近隣の農地以外で検討した結果、申請地でなければ転用目的が果たせないため、転用については止むを得ないと思います。委員の皆様のご審議をお願いします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>12番 間野委員どうぞ。</p>
間野委員	<p>12番 間野委員です。</p> <p>2点お聞きしたいのですが、かなり大きな倉庫になるということですが、交通などの影響はどの程度想定してますでしょうか。また警察との協議などは進んでいるのでしょうか。</p>
申請代理人	<p>初めに、警察との協議につきましては、申請に先立ちまして、国道事務所、倉庫への出入口を2か所設置することは可能かどうか図面を出して伺ったところ、警察と協議してくださいという内容でしたので、警察と協議を行い、問題ないと了解を得ております。</p> <p>交通量への影響に関しては、申請者が独自に交通量調査を行っており、新たに物流倉庫を建設することでの交通量への影響を検証して、国土交通省との協議の結果、問題ないと回答をいただいております。</p>
間野委員	<p>分かりました。もう一点ですが、進入してくる国道16号は中央分離帯があるので、千葉市方向から右折ができないと思いますが、千葉市方向から搬入したい場合はどのように迂回するのでしょうか。</p>
申請代理人	<p>現在、千葉方面からのルートとして考えているのは、中山カントリークラブから県民の森に行って、国道16号の交差点に出てくることを考えています。</p>
間野委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p>

議長	<p>【質疑なしの声あり】</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請代理人は退室してください。</p>
議長	<p>【申請代理人退室】</p> <p>議事を進めます。 これより議案第3号の2番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p>
議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第3号の2番について、申請のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。 よって、議案第3号の2番については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第4号 農用地利用集積計画審議の件、本件は全部で8件ありますが、申請番号3番及び4番は申請人にお越しいただいており、また、申請番号7番に志田推進委員が関係しています。 このため、先に申請番号3番及び4番で審議・採決を行い、次に申請番号7番のみで審議・採決を行います。そして最後に、その3件以外の5件について審議・採決を行います。 それでは、まず申請番号3番及び4番について、審議・採決を行います。 申請番号3番及び4番の申請人は入室願います。</p> <p>【申請人入室】</p>

議長	申請人の方でよろしいですか。
申請人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局より概要の説明を願います。
次長	議案朗読（3番及び4番）
局長	<p>お手元の資料で右上に「別紙1」との記載があります、令和4年第1回総会議案第4号案内図3ページをご覧ください。</p> <p>本件の場所は、島田台四ツ海道及び大作の畑2筆で、しのだの森ホスピタルの北西約550メートルに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で、期間は5年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、年間15,000円です。</p> <p>利用集積計画要件の「全部効率利用要件」について、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は240日を予定しており、150日以上を満たしています。説明は以上です。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>12番 今井推進委員どうぞ。</p>
今井推進委員	<p>12番 今井です。2点ほど質問させていただきます。</p> <p>始めに、この農地で何を作付けする予定でしょうか。</p>
申請人	露地野菜をやるつもりです。少量多品目で、小松菜やハウレン草などの葉物から、人参、大根などの根菜などを考えています。
今井推進委員	もう一点ですが、その作付けされた露地野菜は、どういう販路につなげていく予定ですか。
申請人	実家が東京の練馬区なので、実家のガレージ、軒先で直接販売することや、インターネットでの宅配を考えています。

議長	今井推進委員，よろしいですか。
今井推進委員	もう一点，練馬区で販売ということですが，毎日，練馬区までご自身で商品を運ばれるのですか。
申請人	毎日ではなくて，月1回の頻度で考えているので，私が車で運びます。
議長	他に質疑ありませんか。 それでは私から質問します。新規就農ということですが，農業はどちらかで学ばれたのですか，また，農作業はお一人でやられるのか，一緒にやる方がいらっしゃるのか教えていただけますか。
申請人	経験ということでは，農業大学校で技術を学んだり，実際に農業をやられている農家さんの下で学んだりしたことはありません。 作物を栽培する技術は，姉の旦那の父が20年ほど前から，佐倉市や八千代市で，ちょっと大きな家庭菜園というかたちでやっていたので，私は7年くらい前から，平日は仕事をしながら，週末は農作業を手伝っていました。3年ほど前から，農業に専念できるようシフトするため，週2～3日働いて，残りは畑に行き作業するようになりました。そのようなかたちで栽培技術は学んできました。 農作業を一緒に行うのは姉の旦那の父のほかにも，週末に友人が手伝いに来てくれる予定です。
議長	基本的にはお二人で農作業をされるということですか。
申請人	はい。ちなみになんですが，座学的なことは，大学院で農業や栽培に関して学んできました。
議長	他に質疑ありますか。 9番 花島委員どうぞ。
花島委員	9番 花島です。 学校で学ばれたということですが，農薬について，直接販売ではチェックは入りませんが，農薬についてどのように考えていらっしゃいますか。
申請人	専門は植物病理学でして，現在も大学の植物病理学研究室から仕事を受けておりまして，農薬も絡んでおりますので，基本的な農薬の知識は持っ

	<p>ているつもりです。</p> <p>私自身は、今までも、これからも、肥料・農薬を一切使わない農法で行っていかうと考えていますが、周辺の農家さんが、自分の野菜に使用しても構わない農薬を使っているのかどうかは気をつけなければならないので、近隣の農家さんとコミュニケーションをとりながらやっていきたいと考えています。</p>
花島委員	<p>肥料・農薬を一切使わないということですが、例えば中国の漢方薬を農薬ではないということで使用して抽出してみると農薬成分が出る場合があります。そういった漢方薬も使われないということによろしいですか。</p>
申請者	<p>はい、例えばお酢などでも農薬の役割を担っておりまして、似たようなものを使って、農薬と同じ成分が出ることはあるかと思ひます。私自身は、本当に何もやらない、全く何もやらない、肥料も雑草などを発酵させて使うということもありませんし、ほ場で出たものは全てほ場外に持ち出しますので、自分自身は何も入れないつもりであります。</p> <p>ただ、苗や種を購入して使うことはあると思ひますので、それに関しては販売する業者さんを信用するというかたちでやります。</p>
議長	<p>申請者は佐倉市在住で、島田台の農地まで距離があると思ひのですが、農機具の確保などはどのように考えていますか。</p>
申請者	<p>それは、これから始めるにあたっての悩みの一つでありまして、これまで使っていた農機具は、家庭菜園用の小さい耕うん機1台のみです。この耕うん機1台で5反の耕作をしていくには不十分だと考えていますが、トラクターなどの大型の機械が必要になったとしても、家に置くこともできませんし、借りている畑に置くことも不安がありますので、アドバイスしていただける方にお話を伺いながら、進めていきたいと考えています。</p>
議長	<p>分かりました。他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>ご苦勞様でした。</p> <p>申請人は退室してください。</p>

議長	<p>【申請人退室】</p> <p>議事を進めます。</p> <p>これより、議案第4号の3番及び4番について、討論・採決を行います。討論ありませんか。</p>
議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第4号の3番及び4番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第4号の3番及び4番については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、申請番号7番について、審議・採決を行います。志田推進委員は、質疑が終わりましたら退室願います。</p> <p>では、事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（7番）</p>
局長	<p>別紙1、案内図の5ページをご覧ください。</p> <p>本件の場所は、米本役山の畑2筆で、東京成徳大学の北西約300メートルに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、賃貸借権の再設定で、期間は10年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、10アールあたり12,000円です。</p> <p>利用集積計画要件の「全部効率利用要件」について、遊休農地はありませんが、貸付地があります。こちらは所有適格法人に貸し付けられ、適切に管理されておりますので、問題ありません。</p> <p>「常時従事要件」について、従事日数は250日となっており、150日以上を満たしています。</p>

議長	<p>質疑を行います。 質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 それでは、志田推進委員は退室願います。</p> <p>【志田推進委員退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 これより、議案第4号の7番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第4号の7番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第4号の7番については、原案のとおり承認することに決定しました。 志田推進委員、入室願います。</p> <p>【志田推進委員入室】</p>
議長	<p>議事を進めます。 次に、申請番号1番、2番、5番、6番及び8番について、審議・採決を行います。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読（1番）</p>

<p>局長</p>	<p>別紙1，案内図の1ページをご覧ください。本件の場所は，島田二番埜及び桑納坂下の田4筆で，やちよ農業交流センターからそれぞれ北東約570メートル，南約300メートルに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は，賃貸借権の再設定で，期間は3年3か月です。</p> <p>貸人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は，島田の田が1反あたり米1.5俵で，桑納の田が1反あたり米30キログラムです。</p> <p>利用集積計画要件の「全部効率利用要件」について，遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は，所有適格法人の要件を満たしていますので問題はありません。</p>
<p>次長</p>	<p>議案朗読（2番）</p>
<p>局長</p>	<p>続きまして，別紙1，案内図の2ページをご覧ください。</p> <p>本件の場所は，小池中野の田1筆で，市営霊園の北東約20メートルに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は，賃貸借権の再設定で，期間は5年です。</p> <p>貸人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は，10アールあたり米1俵です。</p> <p>利用集積計画要件の「全部効率利用要件」について，遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は，所有適格法人の要件を満たしていますので問題はありません。</p>
<p>次長</p>	<p>議案朗読（5番及び6番）</p>
<p>局長</p>	<p>続きまして，別紙1，案内図の4ページをご覧ください。</p> <p>本件の場所は，上高野白幡の畑4筆で，八千代病院の南約230メートルに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は，賃貸借権の再設定で，期間は1年2か月です。</p> <p>貸人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は，1反あたり10,000円です。</p> <p>利用集積計画要件の「全部効率利用要件」について，遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」について，従事日数は360日となっており，150日以上を満たしています。</p>

次長	議案朗読（８番）
局長	<p>続きますて、別紙１，案内図６ページをご覧ください。</p> <p>本件の場所は、島田谷津の田１筆で、やちよ農業交流センターの西約５６０メートルに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、農地中間管理機構を通した貸貸借権の新規設定で、期間は１０年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、１０アールあたり米１俵です。</p> <p>利用集積計画要件の「全部効率利用要件」について、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、所有適格法人の要件を満たしていますので問題はありません。説明は以上です。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【質疑なしの声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第４号の１番，２番，５番，６番及び８番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第４号の１番，２番，５番，６番及び８番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第４号の１番，２番，５番，６番及び８番については，原案のとおり承認することに決定しました。</p>

議長	議案第5号 農地法第3条下限面積の設定について、事務局より概要の説明を願います。
局長	<p>本件は、農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について、審議することとされています。</p> <p>このため、八千代市の下限面積の設定について審議をお願いするものですが、今年においても、昨年と同様に下限面積を30アールとすることを提案するものです。</p> <p>詳細は、担当より説明します。</p>
事務局	【詳細説明】
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第5号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり設定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第5号については、原案のとおり設定することに決定しました。</p>
議長	議案第6号 農地の賃借料情報の提供について、事務局より説明願いま

	す。
局長	<p>本件は、農地法第52条に「農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」と定められています。</p> <p>このため、賃借料情報の提供について審議をお願いするものです。</p> <p>詳細は担当より説明します。</p>
事務局	【詳細説明】
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>1番 市川委員どうぞ。</p>
市川委員	<p>1番 市川です。番号1の第2区で最低額が1,900円と、かなり安くなっているのはなぜですか。</p>
事務局	<p>こちら佐山地区の田んぼで2,947平方メートルを米30キログラムで借りていらっしゃるようで、1俵11,000円なので、10アール当たりに換算しますと1,900円になります。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【質疑なしの声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第6号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>10番 立石委員どうぞ。</p>
立石勝則委員	<p>10番 立石です。1,900円を載せるということに議論の余地があると思います。</p>
事務局	<p>例年、平均額、最高額、最低額を載せていたので、例年と同様に載せたのですが、1,900円というのは、かなりほかとは外れている値ではあります。</p>

議長	事情などはあるのですか。
事務局	特に聞いてはいません。
市川委員	最低額1,900円で公表すると1,900円で借りられると思う人が出るかもしれません。
議長	きれいに大きく区画された条件の良い田んぼと、昔ながらの5畝のまま使っている田んぼでは、価格も違ってくると思いますが、この田んぼはどこですか。
事務局	1枚で3反の田んぼになります。
花島委員	私は萱田地区ですが、荒れなければ、無料でも良いという人はいますし、近隣市では、10年ほど前から、無料で貸して、さらに地主が草を刈ってあげているという話も聞いていますが、これは、統計を出す前の段階で安すぎると思います。
加茂委員	7番 加茂です。 この議案は毎年、質疑が多く出ていますが、これは公になる数値で、参考にしている方もいらっしゃいます。番号1の田「(参考)八千代市平均10,800円」とありますが、昨年の資料を見ると18,600円で、昨年よりも大きく下がっていて、これを参考にしている人はかなり混乱されてしまうかと思えます。最低額1,900円というのは、事実として仕方がないと思うので、例えば参考を載せていただければ、前年分を載せるとか、前年から過去3年分の平均としてもう一行加えるというようなかたちにしないと、これを参考にしている一般の農業者に混乱を招くと思えますので、御一考いただければと思います。
事務局	昨年は法人島田が10アール当たり1.5俵で、たくさん借りて、米の価格も1俵14,000円だったので、10アール当たり、21,000円支払っていました。今年は、法人島田が契約更新の時期ではなく、米の価格も1俵11,000円に下落してしまったので、加茂委員のおっしゃるとおり、その年度に契約更新または、新規設定したものの集計で算出すると毎年の価格差が大きく出てしまいます。

今井推進委員	データ数が少ないので価格差が大きくなってしまおうと思うので、その年度に契約更新または、新規設定したものではなくて、その年度に契約している全ての平均額にすることはできませんか。
議長	そうやったとしても、米の価格が下がっているんで、下がってしまうのではないのでしょうか。また、議案の上部に令和3年1月から12月までに締結された農地の賃借料の情報ですと書いてあるので、きちんと読んでもらえれば分かってもらえるのではないのでしょうか。
立石勝則委員	注意書きを読んでもらえるような工夫が必要だと思います。
議長	立石委員の言ったようなかたちで、理解はできるのかなと思いますが、他に討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第6号について、原案のとおり提供することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【挙手】
議長	挙手、多数であります。 よって、議案第6号については、原案のとおり提供することに決定をします。事務局は、討論を踏まえて、表現を変更するなど対応してください。
事務局	今回のご意見を踏まえまして、来年は過去何か年のデータを参考で載せるなど、表現方法を検討していきます。
議長	それでは、議案第7号の審議に入る前に準備がありますので、ここで、暫時休憩とします。2時50分に再開とします。 【休憩10分】
議長	それでは、時間となりましたので、議事を再開します。 議案第7号の審議にあたり、経済環境部農政課の職員は入室願います。

議長	<p>【農政課職員入室】</p> <p>議事を進めます。</p> <p>議案第7号 八千代市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について、農政課より説明願います。</p>
議長	<p>【農政課から説明】</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>9番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>9番 花島です。</p> <p>番号1の萱田地区の案件について、5ページの図面を見ると、隣地との境界に緑色で緑地とありますが、緑地だけですか。それともブロック積などあるのでしょうか。</p>
農政課職員	<p>事業計画では隣接の農地に影響が出ないように、ブロック積3段で周囲を囲むものとなっています。</p>
花島委員	<p>この場所は敷地の西側の一部と南側に農業用の用水路が暗渠で通っています。ここにブロックを積まれた場合に保守に支障をきたす恐れがあります。ですから、この境界にブロックを積むのか、低木を植えるのか正確に分かりませんか。</p>
農政課職員	<p>資料の文字が小さくて申し訳ありませんが、5ページの土地利用計画図の低木植栽のところに「CB2～3段積」ということで、計画上はブロックを積むとなっています。</p>
花島委員	<p>境界を越境していないので問題ないように見えるのですが、暗渠にゴミなどが詰まった場合に、これまではこの地主さんも田んぼの地権者だったので融通をきかせてくれました。ですが、駐車場になると借りている方もいらっしやいますし、この土地の南側は竹林ですし、保守作業に支障をきたす懸念があります。</p>
農政課長	<p>確かに、水路が暗渠になっていて管理上不都合が生じる可能性はあると</p>

	<p>と思いますが、境界の中にコンクリートブロックを積むということで、地権者に暗渠のメンテナンスのために後退してくださいとは、言い難いと思っております。</p>
<p>議長</p>	<p>花島委員よろしいですか、他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 農政課はご苦労様でした。退室してください。</p> <p>【農政課職員退室】</p>
<p>議長</p>	<p>議事を進めます。 議案第7号について、八千代市農業振興地域整備計画の変更に伴い、農業委員会として報告すべき意見はありますか。</p> <p>【「意見なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、意見なしということで異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>議案第7号については、意見なしとして、市長へ回答することに決定しました。 続いて、議案第8号 農地台帳に関する調査について、事務局より概要の説明を願います。</p>
<p>局長</p>	<p>本件につきましては、令和3年第12回総会において、議案第4号としてご審議いただきましたが、疑義が生じたことから、継続審議案件となりました。 再度、事務局で調査方法の検討を行い、農地台帳の配布と回収を可能とするなど、従来の調査方法を踏襲すること、一方で、押印の廃止など、調査の負担軽減が図れる変更は実施する内容で、総会運営委員会に諮り、了解を得ました。 詳細は、後ほど担当より説明します。</p>

議長	<p>本件は、事前に総会運営委員会に諮られたため、審議内容について、立石勝則委員長から、報告をお願いします。</p>
立石勝則委員	<p>総会運営委員会委員長の立石です。</p> <p>昨年の12月20日に令和3年度第2回総会運営委員会を開催しまして、前回の総会で継続審議となりました「農地台帳に関する調査」について、改めて事務局で再検討した調査方法を審議しました。</p> <p>調査方法について、改めて事務局から説明があると思いますのでよろしくをお願いします。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>それでは、詳細を事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>【詳細説明】</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第8号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行いません。</p> <p>議案第8号について、原案のとおり調査を行うことに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第8号については、原案のとおり調査を行うことに決定しました。</p>

議長	報告第1号 会長決裁事項の報告について、農地の転用事実に関する照会の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第2号 会長決裁事項の報告について、農地法第18条の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第2号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第3号 事務局長専決事項の報告について 農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明
議長	報告第3号については、報告のとおり届出があり、受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	報告第4号 事務局長専決事項の報告について

	<p>農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>報告第4号については、報告のとおり届出があり、受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>その他としまして、12月22日に開催された経営力強化・農地集積促進シンポジウムに、小林推進委員と櫻井推進委員が出席されましたので、代表して小林推進委員から報告願います。</p>
小林推進委員	<p>2番 小林です。</p> <p>昨年12月22日に事務局職員を含め、3名でシンポジウムに参加してきました。今回は千葉県教育会館にて開催され、当日は約250名の参加がありました。開会后、来賓として、県農林水産部長から挨拶があり、その後2つの事例発表がありました。</p> <p>一つ目ですが、若手経営者の雇用管理術について、千葉市若葉区の吉田農園さん、代表は現在33歳の男性、農家の跡取りで22歳のときに親元で就農されました。就農当初は観光農園として、2ヘクタールの農地でスイカ・トウモロコシ・パンジーなどを栽培しておりました。その方が30歳で農業法人を設立するまでの話と、現在、若手従業員11名で作付面積13ヘクタールまで経営を拡大できたこと、従業員の雇用管理について発表がありました。</p> <p>二つ目ですが、人・農地プランの必要性について、香取市農業委員会の会長さんからの発表でありました。香取市では、制度ができた平成24年から、集落単位で話し合いを開始したことで、現役の農業委員、推進委員においても、当たり前という業務の認識があり、コーディネーター役として参加しているそうです。そうしたところもあって、現在、香取市では、73集落中65のプランが策定済みで、17の農業法人化が進んだということです。</p> <p>効果としては、今まで個人で機械を購入していたのが、集落単位で購入でき、みんなで共有することで経費負担を大幅に減らせ、他の経費に回せること、そしてまた、法人化を契機に集落の農地集約が進み、ライスセンターができたことで地域の雇用が生まれ、効果は多様に大きいと言われておりました。</p> <p>報告は以上です。</p>

議長	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。 小林推進委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、令和3年度第2回総会運営委員会が開催されましたので、立石勝則委員長から報告願います。</p>
立石勝則委員	<p>総会運営委員会 委員長の立石です。</p> <p>昨年、12月20日、令和3年度第2回総会運営委員会を開催しました。内容といたしましては、先ほど議案第8号で提案された「農地台帳に関する調査について」のほか、「非農地判断の実施」について審議しました。</p> <p>「非農地判断」とは、農地の利用状況調査において、再生利用が困難と判定された農地を、総会において非農地と判断し、農地台帳から除外し、土地所有者へ非農地通知書を送付するもので、国から徹底するよう求められています。</p> <p>私どもが、昨年の夏に実施いたしました「農地の利用状況調査」の結果を踏まえて、事務局が選定した荒廃農地の中から、「非農地判断」できる農地はないか、総会運営委員会で検討しました。</p> <p>いろいろな意見が出ましたが、「非農地判断」をすることで、遊休農地を放置し、無秩序な開発行為につながる恐れがあることから、今年度においては、「非農地判断」は難しいという結論になりました。</p> <p>近隣においても、実施している市町村がほとんどないという状況なので、今後の国や近隣市町村の動向を見ながら、実施時期を検討していこうということになりました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p>
議長	<p>次に、令和3年度第7回広報委員会が開催されましたので、佐藤委員から報告願います。</p>

佐藤委員	<p>広報委員会委員の佐藤です。</p> <p>去る12月10日、農業委員会総会終了後に令和3年度第7回広報委員会を開催いたしました。</p> <p>前回の総会で記事の内容をお伝えした時には、表紙の内容が決まっていないという状況でしたが、協議の結果、第48号では、市内で100年続く歴史ある梨農家を紹介しようということになりました。</p> <p>その他、農業施策に関する意見書に対する市長からの回答、農地の利用状況調査の結果、当市の農地賃借料及び下限面積、女性委員へのインタビューについての記事を掲載することに決めました。</p> <p>来月の総会で、ほぼ完成した原稿案をお見せできるように頑張っていきますのでよろしくお願いします。</p> <p>以上で、広報委員会からの報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>9番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>100年続くというのは本当の話ですか。</p>
佐藤委員	<p>そのように聞いております。村上地区で一番先に栽培したそうです。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p> <p>佐藤委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。</p> <p>次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和3年分給与所得の源泉徴収票の交付について ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書について ○次回の総会について <ul style="list-style-type: none"> 2月4日（金）午後1時30分から 市役所 旧館4階 第1委員会室 ○次回の現地調査について

議長	<p>1月31日（月）担当委員：加茂委員，間野委員 午後1時15分に事務局へ集合</p> <p>以上で令和4年第1回総会を閉会します。</p>
----	---